



PRESS RELEASE



2022年6月2日

各 位

会 社 名 株式会社カーチスホールディングス
(コード番号 7602 東証スタンダード)
代表者名 取締役兼代表執行役社長 長倉 統己
問合せ先 経営企画部 課長 高橋 英知
(TEL 03-3239-3185)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月23日開催予定の第35回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 事業目的の追加

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加し、それに伴い対応する号数の変更をおこなうものであります。

(2) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設及び削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所であります。)

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む会社(外国会社を含む。)の株式を保有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理すること</p> <p>(1) ~ (7) (条文省略)</p> <p><u>(新 設)</u></p> <p><u>(新 設)</u></p> <p><u>(新 設)</u></p> <p><u>(8) ~ (15)</u> (条文省略)</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む会社(外国会社を含む。)の株式を保有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理すること</p> <p>(1) ~ (7) (現行どおり)</p> <p><u>(8) 金融商品取引業</u></p> <p><u>(9) 総合リース業</u></p> <p><u>(10) 各種自動車・自動二輪車・産業用運搬車両・コンテナのリース業及びレンタル業</u></p> <p><u>(11) ~ (18)</u> (現行どおり)</p>
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p><u>(新 設)</u></p>	<p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

<p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>	<p><u>附則</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
---	--

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	2022年6月23日(予定)
定款変更の効力発生日	2022年6月23日(予定)

以 上